

国家戦略特区等提案様式

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
北海道更別村	1	タウン移動サービス（自動運転の配車エンジンとサービス連携）	デマンド運行サービス（コピニクル（※））を基盤に、高齢者や子育て支援の機能を付加した任意の地点間でのデマンド乗り合い運行を可能とし、村民ボランティアによるデマンド交通や自動運転車両の利用に付加価値を付与し収支バランスの取れた「タウン移動サービス」を提供します。 ※ コピニクルは62の自治体に導入されている株式会社順風路のデマンド交通の配車エンジンです。	村民が不便に感じている交通に対して、新たな価値を付加した交通サービスを提供することで、生活の利便性が向上します。経済効果として、生産誘発額は14,000千円/年、1人の雇用増と試算しています。	村民ボランティアが送迎する場合、道路運送法第4条（一般旅客自動車運送事業の許可）の「一般旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない」と、送迎の対価を受取る場合、法第78条（有償運送）に該当し、「自家用自動車は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない」となっており、これらの規制に抵触します。	道路運送法第4条（一般旅客自動車運送事業の許可）、法第78条（有償運送）	現在、NPO法人が村民ボランティアに地域通貨を支払い、村民に移動サービスを提供しています。更別村にはタクシー会社が無く、今後の高齢者の増加や自動車の維持管理費等を賄うことが困難です。したがって、村民が有償でのサービス提供を可能とする規制改革を提案します。送迎の対価を正統に受取することで事業性を確保するのみならず、サービスの質の向上を図ります。	国土交通省	道路運送法78条2号に定める自家用有償旅客運送では、市町村やNPO法人等が運送主体となり、住民ドライバーが自家用車を持込んで運送するサービス形態が可能であり、当該運送に際して実費の範囲内において運送の対価を収受することが可能である。よって、御提案については、現行制度の枠組みの中で対応可能である。			
北海道更別村	2	安全・安心・防災を担う地域統括センター（地域見守り巡回）	安全・安心・防災における情報管理とオペレーションを一体管理する「地域統括センター」を構築、各種画像や情報連携を通じた現場へスピーディな情報提供や報告を行い、日常から村民を守る先進的な体制作りを進める。地域全体の安全安心と人の繋がりを深める（地域見守り巡回、移動支援）バス上部の360度カメラにより異常発見時には速やかな対応が可能です。	農村エリアの小さな拠点としての地域統括センターで、地域見守り巡回、移動支援を行うことで、地域全体の安全安心と人の繋がりを深めます。経済効果として、生産誘発額は11,000千円/年、1人の雇用増と試算しています。	地域統括センターに配置された職員によるコミュニティバスの移動支援を行う場合、道路運送法第4条（一般旅客自動車運送事業の許可）の「一般旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない」と、送迎の対価を受取る場合、法第78条（有償運送）に該当し、「自家用自動車は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない」となっており、これらの規制に抵触します。	道路運送法第4条（一般旅客自動車運送事業の許可）、法第78条（有償運送）	現在、NPO法人が村民ボランティアに地域通貨を支払い、村民に移動サービスを提供しています。更別村にはタクシー会社が無く、今後の高齢者の増加や自動車の維持管理費等を賄うことが困難です。したがって、村民が有償でのサービス提供を可能とする規制改革を提案します。送迎の対価を正統に受取することで事業性を確保するのみならず、サービスの質の向上を図ります。	国土交通省	道路運送法78条2号に定める自家用有償旅客運送では、市町村やNPO法人等が運送主体となり、市町村職員や住民ドライバーが自家用車を持込んで運送するサービス形態が可能であり、当該運送に際して実費の範囲内において運送の対価を収受することが可能である。よって、御提案については、現行制度の枠組みの中で対応可能である。			
北海道更別村	3	自動運転技術を活用した移動の円滑化を通じた住民QOLの向上	高齢者を含め、住民が生きがいを持って活き活きと活動・活躍するために、様々な人が自由に移動し、人と交流し、好きな活動を行うことができる環境を整備します。そのため、デマンド型の交通手段として、自動運転車両の導入を提案します。	高齢者を含め、住民が生きがいを持って活き活きと活動・活躍するために、様々な人が自由に移動し、人と交流し、好きな活動を行うことができる環境を整備します。経済効果として、生産誘発額は99,000千円/年、11人の雇用増と試算しています。	道路運送法及び道路運送車両法の保安基準を含むレベル4への対応に向けて自動運転車両の装着に伴う安全性の確保や、無人による事故発生時の対応等ができていないと見られています。	道路運送法及び道路運送車両法（レベル4への対応）	道路運送法（レベル4への対応等）、道路運送車両法の保安基準を含むレベル4への対応に向けて、スマート信号を整理し、自動運転車両が通行する際は、自動歩行者信号、交差車両の信号をすべて赤信号にする信号制御を村内で行います。	警察庁	警察では、路側インフラを活用した公共車両優先システム（PTPS）によって、バス等の公共交通機関を対象にした優先信号制御を行っています。デマンド交通の形態にもよりますが、上記のような優先信号制御であれば、本件御提案の信号制御についても、必要となる路側インフラの整備等を行えば技術的には実現可能と考えられます。ただし、自動運転車両が通行する際は、通常時と異なる信号制御を行う場合は、交通の安全と円滑に影響がなく、また道路利用者が混乱しないような措置が必要です。 なお、現在、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の枠組みにおいてGNSS（位置情報）等を活用した信号制御等に係る研究開発を実施しており、当該研究開発では、自動運転バス等への活用も見据え、路側インフラに依存しない形でPTPSを実現することを目指しています。 以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かたではない部分もあるため、具体的な実施要領等を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。			
北海道更別村	4	地域通貨などのウォレットアプリを活用した持続的な公共交通の実現	北海道共通ポイントカードのEZOCAポイントのウォレットアプリと、北海道版MaaS展開事業の成果をもとにEZOCAなどの地域通貨、地域ポイントの活用、「交通チケット」の概念を組み込むことで持続的な公共交通網の維持を目指す。公共交通の乗車率を高めることで、収益性、利便性の向上を目指す。現状、広尾線は長距離を運行する路線にもかかわらず一般道を運行する影響もあり運行時間が長時間となり、利便性が損なわれているが、バスの運行ルートを高規格道路に拡充させ速達性を確保するとともに、サツラ店舗近辺にデマンド交通などの交通結節点となるバス停を設置して、ラストワンマイルの輸送を確保する。	持続的な公共交通網の維持、公共交通の乗車率を高めることで、収益性、利便性の向上を目指す。経済効果として、生産誘発額は2,000千円/年と試算しています。	広域路線バス（地域間幹線系統補助）の補助制度により高規格道路走行に壁障が存在している。（地域公共交通確保維持改善事業費補助金 交付要綱・実施要領・通達等）	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 交付要綱・実施要領・通達等	バスの運行ルートを高規格道路に拡充させ速達性を確保した場合に補助制度が活用できるよう提案します。	国土交通省	補助対象の判断については、詳細な内容を伺った上で個別判断とはなりますが、一般的に生活ネットワークを確保・維持するため形成される地域間幹線系統に高規格道路が含まれる場合であっても、一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であるならば補助制度の活用は可能と見られます。			
北海道更別村	5	「空飛ぶクルマ」により実現される、新しい「SARABETSU」	空飛ぶクルマの活用による地域住民のQOL向上を目的とする。 ① 移動時間短縮による生活インフラの充実「空飛ぶクルマ」を使用する事により、更別村の中心部から100キロ圏内の生活利便施設が生活圏となる。 ② 更別村の副都心化 新千歳空港と、更別村の中心地とを「空飛ぶクルマ」で結ぶ事により、札幌市と同程度の移動時間を実現させる。 ③ 札幌、旭川のベッドタウン構想 札幌及び旭川、根室、苫小牧等との間に「空飛ぶクルマ」の定期便を新設し、更別村をベッドタウンとして機能させる。 ④ 帯広市内大病院への緊急搬送 急病人の場合は、「空飛ぶクルマ」を使用し、緊急連絡から15分以内を目標に帯広市内の総合病院に緊急搬送を行う。	空飛ぶクルマの活用により地域住民のQOL向上を実現します。経済効果として、生産誘発額は82,000千円/年、7人の雇用増と試算しています。	「空の移動革命に向けた官民連携協議会（※）」と連携し、「空飛ぶクルマ」実装に向けた制度・規制の新設及び、「空飛ぶクルマ」の耐空証明やパイロット免許や離発着場等の基準の早期制定を目指します。 ※ エアモビリティ株式会社は空飛ぶ移動革命に向けた官民連携協議会のメンバーです。	航空法	空の移動革命ロードマップに示されている、下記a)～f)の制度・体制整備及びパイロット免許や離発着場等の基準の早期制定、教育訓練を充実できるフィールドを更別村に設置します。 a)新たなビジネスモデルに応じた空飛ぶクルマの運送・使用事業の制度整備。 b)自動飛行のための制度整備。 c)技術開発に応じた機体の安全性基準・審査方法の整備。 d)事業の発展を促した空域・電波利用環境の整備	国土交通省	【航空法について】 空飛ぶクルマの実現に向けて、「空の移動革命に向けた官民協議会」の下に「実務者会合」を設置するとともに、「機体の安全基準」、「操縦者の技能証明」、「運航安全基準」の3つのワーキンググループを立ち上げ、制度の方向性について更なる議論を進めたいと、引き続き検討を進めてまいります。	空の移動革命に向けた官民協議会等への更別村の参画についてご検討ください。	国土交通省 経済産業省	官民協議会の構成員については、国土交通省と経済産業省で共同でヒアリングを行い判断することとしております。 ・空飛ぶクルマに関して検討されている具体的なビジネスや計画について、構成員向けに内容のご説明をいただけること ・技術開発・制度整備についての情報提供やご提言をいただき議論に貢献いただけることを必要要件としており、上記2点についてヒアリングの上判断をさせていただいております。
北海道更別村	6	安全を確保したドローンによる軒先配送サービスの（レベル4相当飛行の先行実現）	ドローンにより食品品、日用品、医薬品等を軒先に配達する。配送システムの定着を踏まえ、他の社会サービスへの利用拡充についても検討する。省人化等のコストダウン、夜間、悪天候時のサービス実現、平常時に物輸送を行っているドローン配送インフラ及びネットワークを活用し災害時などの交通途絶の際に緊急物資輸送を行うことを目指します。	現在国会にて審議中の航空法等改正案により解禁が見込まれるレベル4相当の飛行を先行的に実現することで、運航データ蓄積、安全性・利便性の検証を実施するとともに、レベル4飛行を活用したビジネスモデルを全国に先駆けて実装します。経済効果として、生産誘発額は8,000千円/年と試算しています。	① 第三者上空を操縦者等の目視範囲外でドローンを飛行させることは、原則として認められていません。 ② 第三者保有の物件から30m以内に近接した飛行を行う際は、国土交通大臣の承認が求められます。	① 航空法第132条の2第2項第2号（国土交通大臣の承認） ② 航空局長通達「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」5-5(物件に近接した飛行禁止))	① 住民への十分な説明を前提に、スーパーシティ(区域計画決定の際の住民合意を通じて村全体をドローン通航の当事者とみなし、目視外による村民居住地域等の上空飛行を可能とする。なお、個別の通航の周知や注意喚起を徹底し、安全確保に万全を期すことで、第三者上空を操縦者等の目視の範囲外でドローンの飛行安全性を確保し先行実施します。 村民は第三者とみなされないうことから、審査要領の求める第三者立入対策としては非村民へのもので足りることとする。具体的に協議等により村外からの車両等への周知を行い、カメラなどにより監視を行う。なお、上記①に掲げる周知等により、実態として村民の安全は確保される。 ② 上記①の住民同意により、ドローンによる軒先配送を実現するため、所有する住宅等の物件に近接したドローンの飛行や離着陸について同意を得たとみなし、個別の飛行について承認手続きを不要とする。なお、個別の通航の周知や注意喚起を徹底し、安全確保に万全を期すことで、第三者保有の物件から30m以内に近接した飛行を先行実施します。	国土交通省 内閣官房	【航空法について】 レベル4飛行については、第三者上空を飛行することとなるため、特に高度な機体の安全性等を求めることが重要と認識しており、今後の法改正により機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度等と創設することでレベル4飛行の実現が可能となり、公布の日から1年6ヶ月以内に第三者の定義を含めて詳細な基準等を検討した上で施行される。 また、一定の空域でかつ一定の飛行方法で技能証明を受けた操縦者が認証を受けた機体を飛行させる場合には、許可・承認の手続きを原則不要にするなど、規制を合理化し、利用者利便の向上を図ることとしている。 なお、本来、通航当事者(操縦者、補助者)には、ドローンの通航管理など、高度な安全対策の責任が求められるところであるが、ドローンの安全性が十分に確保されない段階で、一般住民を一律に通航当事者とみなし、その上空を飛行させることは、安全確保の観点から望ましくありませんが、レベル4施行後の運用方法等については、随時、御相談に際する。 また、第三者保有の物件に近接した飛行を行う際は、当該第三者の同意の有無に関わらず、安全確保の観点から承認を求めているところ。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答		
北海道更別村	7	買い物の利便性向上と最適な物流の仕組み及びポイントを活用した地域のサポート・消費活性化の仕組み	ドローン、自動配送ロボット、ポタテドライバーなどを活用し、買い物に行けない・行くのが難しい住民に対して、便利な商品注文と配送ソリューションを提供 ①便利な商品注文インターフェース：スマホやタブレット、またスマートスピーカーなどから、必要な時に、必要なものを注文でき、おすすめの商品も教えられる。様々な店舗に注文できる。 ②最適な商品配送ソリューション：配達してくれるのは、ドローン、自動配送ロボットや近くのポタテドライバー。必要な時間や交通状況に合わせて、最適な配達ルートを選択。 ③5Gを活用し、高精度低遅延映像によりドローンや自動配送ロボットの自動運行の安全性を向上 ④購入時にはポイント払いができ、ポイントも付与される。付与されたポイントは、地域のお店どこでも使うことができる。どんな商品が買われているか、住民の傾向を統計分析し、店舗がデータを活用できる。	ドローン、自動配送ロボット、ポタテドライバーなどを活用し、買い物に行けない・行くのが難しい住民に対して、便利な商品注文と配送ソリューションを提供します。経済効果として、生産誘発額は21,000千円/年、2人の雇用増と試算しています。	① 第三者上空を操縦者等の目視の範囲外でドローンを飛行させることは、原則として認められていません。 ② 村民が自家用車（白ナンバー）で一般貨物を運送することは、認められていません。	① 6の①に同じ② 貨物自動車運送事業法3条及び35条	① エリア内の交通・通量や配送ニーズなど、リスクとメリットに応じた柔軟な第三者上空飛行許可を提案します。 ② 貨物自動車運送事業法を改正し、村民の自家用車（白ナンバー）で一般貨物を運送することを可能とすることで、配達手段の一つに自家用車を含め、配達効率を高めます。	国土交通省	①【航空法について】 レベル4飛行については、第三者上空を飛行することとなるため、特に高度な機体の安全性等を求めることが重要と認識しており、今後の法改正により機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度等を創設することでレベル4飛行の実現が可能となり、公布の日から1年6ヶ月以内に詳細な基準等を検討した上で施行されます。 ②貨物自動車運送事業法では、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から、運送事業者が ・貨物運送に適した車両の確保 ・貨物自動車運送事業に係る運行管理者の配置 ・貨物運送に適用される損害保険への加入 など、貨物自動車運送事業に適した体制の整備を許可の大前提としているところ。 このような前提から、同法の許可等を持たない地域住民等による有償での貨物運送は、運転手の労務管理、事故発生状況、個人情報や貨物の保護等に重大な懸念があるため、対応することは困難である。					
北海道更別村	8	次世代スマートストア	店舗の人手不足を解消する接客の無人化、コロナ禍における非接触ニーズへの対応とともに、高齢者にも優しいサービス品質の維持・向上、加えて、データを活用した効果的なマーケティングにより店舗がサステイナブルに事業を続けられる安定的な収益を実現するスマートストアを提案します。スマートフォンのアプリを活用した入退店管理やセルフ決済に加え、接客ロボット、AIカメラ、IoT温度管理サービスなどを活用、スマートストア専用のスマートフォンアプリを活用し、入退店ゲートとの連動や、商品スキャン、セルフ決済を実施します。エントランスのAIカメラ/サーマルカメラにより防犯対策や安全対策を行います。店舗運営人員の最小化、既存店舗の夜間無人化により24時間営業のスマートストアを実現します。	データを活用した効果的なマーケティングにより店舗がサステイナブルに事業を続けられる安定的な収益を実現します。経済効果として、生産誘発額は7,500千円/年、1人の雇用増と試算しています。	食品衛生法において、スマートストアとして無人店舗を設置する際に、食品衛生責任者を配置する必要があります。	食品衛生法第48条	ICTを活用した衛生管理を講じたスマートストアについては、カメラやセンサー等による遠隔での運営や異常監視により食品衛生責任者が常駐せずとも問題ないとする規制緩和を提案します。	厚生労働省	食品衛生法施行規則別表第17において、法第51条第1項に規定する営業を行う者に食品衛生責任者を定める（選任する）よう求めています。食品衛生責任者を施設に常駐させることまでは求めていません。 ただし、常駐しない場合であっても、食品衛生責任者が遵守しなければならない衛生管理に係る事項については、実行可能でなければなりません。 なお、公衆衛生に与える影響が少い営業を営む場合には、そもそも食品衛生責任者を定める必要はありません。 (根拠法令として御提示いただいた食品衛生法第48条は、食品衛生管理者の根拠規定であり、食品衛生責任者の根拠規定ではありませんので、御留意ください。)					
北海道更別村	9	医学と健康によるまちづくり	住居医学とMBEを結びつけた新産業創生、少子高齢社会のまちづくりを行う。ウェアラブル端末などを使用し、一人ひとりのバイタルデータや生活環境データを活用して、生活アドバイスを提供する「パーソナル健康サービス」や、家族等に異常を伝える「異常値通知サービス」を提供。さらに、生活アドバイスに即してネットスーパーにもリンクする「レコメンデーションサービス」を実施する。 また、アプリを活用した「電子地域通貨健康マイレージサービス」をブロックチェーンシステムを用いて発行し、高齢化による「消費行動の減退」や「コミュニティ機能の低下」の解決につなげていく。将来的にオンラインでの診療をサービスに組み込むことも検討しています。	少子高齢化社会における、コミュニティの希薄化を防止、村民の健康活動を促進により社会保障費の削減効果が期待できます。経済効果として、生産誘発額は6,000千円/年、1人の雇用増と試算しています。	① 健康マイレージの付与はサービス利用者対価を支払ってポイントを受け取るものではないため、景品表示法で定義される景品類に該当させ、限度額を算定することが困難です。 ② 遠隔診療は原則として直接対面で行うこととされているため、ウェアラブル端末やデバイスを通じた医師との遠隔診療が制限される。	① 不当景品類及び不当表示防止法 第2条 ② 医師法第20条、オンライン診療の適切な実施に関する指針（令和元年7月一部改訂）	① 健康マイレージは景品表示法に定義される景品類に該当しないこととし、健康に寄与する活動を行った村民に健康マイレージを地域通貨として付与することを提案します。 ② 本サービスでは、ウェアラブル端末やデバイスを通じて、事前に健康診断を受けた上でバイタルデータや環境データを取っている村民に対して、いつでも医師と対面で診療を受けることを前提としています。したがって、当該サービスを利用する村民に限定し遠隔診療を可能とすることを提案します。	消費省庁	景品表示法上の景品類とは、「不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件」第1項に規定されているとおり、「顧客を誘引するための手段として、方法のいかなを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に付随して相手方へ提供する物品、金銭その他の経済上の利益」をいいます。 「事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に付随して健康マイレージを提供しないのであれば、景品類には該当しません。」					
北海道更別村	10	遠隔指導による生活習慣病予防（セキュリティを重視した新生活様式における遠隔指導による生活習慣病予防）	①スマートフォンもしくはウェアラブル機器で取得した生活情報、医療情報に電子署名を付け、閲覧・活用者を指定。医師・薬剤師などの専門家がアクセスして遠隔リモートによる支援を行うサービスプラットフォームを構築。取得した情報のAIによる分析・解析を行う。 ②健康指導、アドバイス等を遠隔で実施することで指導やアドバイスに伴う、雇用効果が期待できる。 ③遠隔での実施や移動交通手段、医療機関との連携により、感染リスク低減。	少子高齢化社会における、コミュニティの希薄化を防止、村民の健康活動を促進により社会保障費の削減効果が期待できます。	① 健康マイレージの付与はサービス利用者対価を支払ってポイントを受け取るものではないため、景品表示法で定義される景品類に該当させ、限度額を算定することが困難です。 ② 遠隔診療は原則として直接対面で行うこととされているため、ウェアラブル端末やデバイスを通じた医師との遠隔診療が制限される。	① 不当景品類及び不当表示防止法 第2条 ② 医師法第20条、オンライン診療の適切な実施に関する指針（令和元年7月一部改訂） V-1 - (2) - ② - ii	① 健康マイレージは景品表示法に定義される景品類に該当しないこととし、健康に寄与する活動を行った村民に健康マイレージを地域通貨として付与することを提案します。 ② 本サービスでは、ウェアラブル端末やデバイスを通じて、事前に健康診断を受けた上でバイタルデータや環境データを取っている村民に対して、いつでも医師と対面で診療を受けることを前提としています。したがって、当該サービスを利用する村民に限定し遠隔診療を可能とすることを提案します。	消費省庁	景品表示法上の景品類とは、「不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件」第1項に規定されているとおり、「顧客を誘引するための手段として、方法のいかなを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に付随して相手方へ提供する物品、金銭その他の経済上の利益」をいいます。 「事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に付随して健康マイレージを提供しないのであれば、景品類には該当しません。」	厚生労働省	オンライン診療については、全国的な措置として「関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての時的措置において明らかとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた時的措置の恒久的な枠組みについては、2021年夏を目途に時的措置の実績も踏まえて、その骨格を取りまとめた上で、同年秋季を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する」（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日閣議決定）こととしております。			
北海道更別村	11	心臓突然死を自助・共助・公助で守る	全国で1年間に約8万人に心臓性心臓停止が起きている状況を鑑み、心臓性心臓停止者の命を、自助・共助・公助で救う仕組みを構築します。広大な農地や牧草地での作業において、心臓停止により突然死に陥る住民が存在する可能性があります。救急隊到着前の一歩手前による心臓蘇生により、心臓停止となった傷病者の社会復帰率は大きく向上することから、日常的な健康管理とともに医療センサによるスクリーニング、SOSボタを整備等の支援システムを構築することで農業の担い手の健康を守ります。	当該規制改革により、血中酸素飽和度を測定する「パルスオキシメータ」のアプリケーションも医療機器として承認されることで、新型コロナウイルスの感染拡大を収束させるために役立つことが期待されます。加えて、このような規制改革により、日本の医療機器研究や技術開発が促進されるものと考えます。経済効果として、生産誘発額は5,000千円/年、1人の雇用増と試算しています。	令和3年1月27日の厚生労働省医薬・生活衛生局通知（厚生労働省告示第267号）により、Apple Watchは「家庭用心電計プログラム」及び「家庭用心拍数モニタープログラム」として承認されたが、従来にはないものが新設されたと見ました。一方で、令和3年1月27日の「薬生機審発0127第7号・薬生安発0127第4号」の留意点として「本品は、心房細動の兆候（心房細動を示唆する波形）の検出を補助的に行うものであり、従来の医師による診断に代わるものではない。通知結果は1つの参考指標であり、実際の病態と異なる可能性がある」とある。このようなApple Watchやfitbitのように米国で製造されている既に心電計の機能を備えたウェアラブルウェアの機能が医療診断に利用可能となれば、更に救える命が増えると考えます。	令和3年1月27日の厚生労働省医薬・生活衛生局通知（厚生労働省告示第267号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）第2条4項	医師がウェアラブル端末からアプリケーションを介して得た情報を根拠として利用できる機器（Apple Watchやfitbit）を医療機器として認可していただくことを提案します。	厚生労働省	家庭用として承認される医療機器は、医家向けとして承認された心電計や心拍数モニターと同様の、医師の診断に必要な性能を必ずしも十分に有しているわけではありません。ただし、医師が自らの患者の診断・治療等のために、家庭用として承認された医療機器や未承認のパルスオキシメータを使用することは可能です。					

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置等の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
北海道更別村	12	行政サービス ワンスオンリーの実現	各種証明書の交付を顔認証による「デジタル申請」で受け付ける。自治体側は情報を電子データを保管し、証明書を発行する仕組みを目指す。将来的には、顔認証による本人確認だけで手続き可能なデジタル窓口の開設を目指す。	行政手続きのオンライン化（書面・押印の廃止、来庁不要）による住民コスト・職員コストの削減を実現します。経済効果として、生産誘発額は16,000千円/年、1人の雇用増と試算しています。	① 市町村長に対し、個人番号カードを提示する方法その他の総務省令で定める方法により、当該請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにしなければならないが、その方法に顔認証が認められていない。 ② 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において署名等をするのが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。	① 住民基本台帳法第12条3項 ② 情報通信技術を活用した行政の推進に関する法律第6条4項	① 当該請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにする手段として「顔認証」の追加を提案します。 ② 個人番号カードの利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置に「顔認証」の追加を提案します。	総務省	<①について> 住民票の写し等の交付制度については、なりすまし等不当な手段による交付請求が行われることにより個人情報が増えることを防ぐため、住民基本台帳法第12条第3項等の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。 オンラインによる住民票の写し等の交付請求については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により認められており、この場合の本人確認措置としては、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第2項の規定により、請求を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。 オンラインの手続きにおいては、このような電子証明書を活用する方法が、現時点では最も適切な本人確認の方法とされているところであり、ご提案の「顔認証」には画像の改ざんやなりすまし防止といったセキュリティの観点や本人により真正に成立したものと推定できる法的根拠が設けられていない等の法律上の観点から問題があるものと考えています。	電子証明書の活用は、マイナンバーカードが必須ですが、顔認証を活用することで、申請のハズプリー化を実現できます。また、高齢者にとって書類記載、パスワード暗記は負担となりますが、顔認証を活用することで、負担解消が可能です。電子証明書とも合わせ、さらなるオンライン手続の推進に資すると考え、高齢者にとっての不便さを解消するためにも規制改革を求めます。 本提案においては、オンライン通話で職員と高齢者を繋ぎ住民票等の交付申請を行う運用を想定しており、顔認証及び職員による口頭及び画面を通しての目視での確認を組み合わせて本人確認を行うことにより、なりすましを防止する。また、顔認証として、写真や動画等によるなりすましをチャックする機能による対策も講じることとしている。	総務省	マイナンバーカードに係る電子証明書は、当該電子証明書に係る電子署名が行われた情報が法律上、真正に成立したことが推定される扱いとなることもあり、その発行の際には、厳格な本人確認として、対面での手続を必須としています。ご提案の顔認証が、どの情報との情報との照合を意味する仕組みか定かではありませんが、当該電子証明書の利用に当たって、顔認証を含む生体認証を活用する場合には、ご指摘のとおり暗証番号を記憶する必要がないという利便性がある反面、一定の確率で本人を拒否したり、他人を本人と誤認してしまうこと、指紋や虹彩などの通常視認できない身体・行動情報は、本来他人が知り得ない機微な個人情報であること、暗証番号とは異なり、取り替えることや流出時に消去することが困難であること、といったセキュリティ上や利用面での課題もああります。 以上のような課題を考慮しつつ、マイナンバーカードに係る電子証明書の利用にあたっては、一定の性能や機能を満たした端末等の設備・体制の整備と主務大臣認可を要件とした上で、顔認証を利用する方式を令和元年に制度化し、マイナンバーカードの健康保険証利用でも活用することとしています。 なお、各種手続における本人確認について顔認証技術を活用することは、各種手続に必要とされる本人確認のレベル、他の認証方法との併用等によって整理されるべきであり、例えば署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定手続について、顔認証技術を活用したアプリの開発に取り組みとともにスマートフォンに搭載される電子証明書の利用における顔認証技術の活用についても、課題を整理しつつ、検討を進めているところです。
北海道更別村	14	ビレッジオペレーションセンターの整備及びセンタープレスの建設	ビレッジオペレーションセンターにセンタープレス（図書館・カフェ・小ホール等）を併設し、村民が集まり、意見交換を行い、村の情報を手に入れる場所として、村の情報を日本、世界に発信する場所とする。また、企業誘致、定住促進の足掛かりとなる複合施設整備とし、コンパクトシティをビル型で行う、ビル型コンパクトシティを実現します。	更別村では、現状でも企業の移転先となる事務所や引越先先の住居が多く要望されており、今後も更に要望は増えると予測されます。その中で、企業誘致や定住促進が期待できます。建設費200億円。経済効果として、生産誘発額は75,000千円/年、6人の雇用増と試算しています。	都市計画区域外の1ha以上の開発行為を行う場合には許可が必要となり、北海道庁の開発許可が必要になります。（都市計画法第29条）また、更別村の総面積のうち7割が農地であり更別村では「農業振興地域整備計画」に基づき農地の保全に努めています。	農地法第4条	農村で、高層建物を利用したコンパクト化の実現に向けて、従来の農業委員会等での意見聴取による農地保全の観点、農業振興地域に対しても総合的な開発を前提とした柔軟なまちづくり計画が行えるよう転換し、村と道庁とが連携した独自のまちづくり計画と地区計画として（用途地域制限、高さ制限、高度利用促進等との付）策定します。提案の施設については、農地転用許可不要を求めます。	農林水産省	農地は、農業生産にとって基礎的資源であることから、農業公共投資を行った農地や生産性の高い集団的な農地を良好な状態で確保することが重要です。このため、農業振興地域制度の適切な運用を通じて優良農地を確保する観点から、農用地区域からの除外に当たっては、一定の要件に適合すべきこと等とされているものです。 ご提案の施設の設置については、地域再生法に基づく地域再生土地利用計画の作成による特別措置、農村地域への産業導入の促進等に関する法律、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律において、市町村の具体的な計画を基に農業上の土地利用との調整が図った土地については、農用地区域からの除外及び農地転用許可が可能となり、これらの仕組みにより設置が可能となるものと考えられます。 ※ 農用地区域からの除外及び農地転用の可否については、具体的な事業計画等に即して判断することとなります。			
北海道更別村	15	農業を軸とした Society5.0 を推進する未来の教室の構築	全ての学習の基盤となる情報活用能力の育成から、アテグラーニングや新たな価値創出の基盤となるデータ科学に関するe-教育プログラムを充実させることにより、スマート農業の普及・発展に資するSTEAM教育の場を構築。 ・小・中高等学校向けプログラミング教育の提供 ・農業・農業におけるデータサイエンス教育の提供 ・遠隔教育システムの構築	全ての人に包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進します。持続可能な農業を推進し、技術革新の拡大が期待できます。経済効果として、生産誘発額は13,000千円/年、1人の雇用増と試算しています。	授業目的公衆送信補償金制度適用先(教育機関以外への)拡大(著作権法 第35条第1項(学校その他の教育機関における複製等)「学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。))において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。)	著作権法 第35条第1項(学校その他の教育機関における複製等)	IT/AI活用人材を育成・強化するためには、運用制御技術(OT)人材のIT技術習得、IT人材の運用制御技術(OT)人材の取得を加速する両分野での人材育成、人材交流等が必要。農業・農業におけるデータサイエンス教育の提供のため規制を緩和し、授業目的公衆送信補償金制度適用先を教育機関以外へ拡大いただきたい。	文部科学省	著作権法上、他人の著作物を利用するには原則著作権者の許諾を得る必要がありますが、著作権法第35条では、学校等の教育機関における教育の公共性と著作物利用の実態を踏まえた必要性を鑑み、特別に著作権者の権利を制限することで、非営利の教育機関における授業の過程で行う著作物の複製や公衆送信を無許諾で可能としています。上記の理由より、教育機関以外で行う場合に同条の適用を認めることはできません。また、同条が適用される場合においても著作権者の利益を不当に害しないよう著作権者の許諾先を限定する等、著作物の市場への影響に配慮する必要があります。なお、許諾が必要な場合でも、著作物の分野別の著作権等管理事業者が著作権の集中管理を進め、包括ライセンスの準備をし、できる限り円滑に著作物の利用ができるような取組が行われています。			
北海道更別村	16	官民連携事業主体(ソーシャルベンチャー)による行政サービスの実施	行政サービスを村と民間のジョイントベンチャーであるソーシャルベンチャーで実施する。一部の行政サービスをソーシャルベンチャーとして実施することで更別村の歳入を削減し、高齢者のQOL向上に更別村の歳入を充てることを可能にする。また、退職職員をSVで再雇用することによりまでも活躍できる更別村を実現します。 ① 公共施設の整備・維持管理 ② 観光振興(観光案内やHP作成、SNS等)、救命救急 ③ 図書館管理、公共交通サービスの提供 等	公共施設(建物・上下水道等)の維持管理等をソーシャルベンチャーで受託することで行政の費用負担を削減することが可能となり、持続可能な村経営が可能となります。経済効果として、生産誘発額は20,000千円/年、2人の雇用増と試算しています。	① 村内の273戸の平屋の公営住宅を官民連携企業であるソーシャルベンチャーで民有施設を併設した複合高層建物とすることで、コンパクトシティ化を図ります。公営住宅と民有施設を一体的に整備する場合、PFI方式を採用することで施設所有者をBTO方式により村とし整備にかかる補助を受けられることが可能となります。しかしながら、PFI法では第5条第9条実施方針の策定、第7条特定事業の選定、第8条民間事業者の選定、第10条技術提案、第11条客観的な評価、第12条地方公共団体の議会	① PFI法 第5条第6条実施方針の策定、第7条特定事業の選定、第8条民間事業者の選定、第10条技術提案、第11条客観的な評価、第12条地方公共団体の議会の議決の議決の手続きをとる必要があり、施設整備までの事務手間と費用が必要となります。	① 速やかに合理的にソーシャルベンチャーが公営住宅の整備・維持を図るために、PFI手法をとり、不動産特定共同事業法を活用した官民共同事業とすることを提案します。この場合、不特法に基づき公営住宅整備にかかる補助金が支払われるような新たな枠組みを設けることを提案します。	内閣府	【内閣府】 ・PFI事業は、公共施設等の整備等に関する事業について効率性、公平性、透明性を確保することを原則としており、実施方針の策定や特定事業の選定といった公平性・透明性の確保を担保する手続や、PFI事業として行うことによる効率性・経済性の確認のための手続がPFI法上規定されていることから、法定の各種支援の対象となっているほか、各種国庫補助事業の対象となっているところ。 ・一方、PFI法による官民連携を活用する場合は、補助金等を活用できない補助金の補助率が低い施設等において活用する等、PFI手法以外のPPP手法のメリット・デメリットを踏まえ検討されたい。			
北海道更別村	17	ヘルスインカム(健康マイレージ・ボランティアポイント)の創出	「ビレッジオペレーションセンターの整備」による事務手続きのコスト削減や「公共施設全体の再構築」による財政支出の削減、医学に基づいた健康寿命の延伸により医療費及び介護給付費を削減し、75歳以上の高齢者がスーパーシニアによりサービスを利用することで削減できる歳入を当該高齢者に対するヘルスインカムとして付与します。高齢者はヘルスインカムとして付与される毎月1万円～1万5千円の地域通貨で、サービスを受受するため必要なウェアラブル端末の使用料や通信料の支払いに利用します。	100歳になっても元気な過ごせる高齢化社会を実現できます。経済効果として、生産誘発額は77,000千円/年、2人の雇用増と試算しています。	ヘルスインカムの付与はサービス利用者が対価を支払って受け取るものではないため、景品表示法で定義される景品類に該当し、限度額を算定することが困難です。	不当景品類及び不当表示防止法第2条	ヘルスインカムは景品表示法に定義される景品類に該当しないこととし、更別村「SUPER VILLAGE」の先進的サービスを利用する75歳以上の高齢者に地域通貨として付与することを提案します。	消費者庁	景品表示法上の景品類とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」第1項に規定されているとおり、「顧客を誘引するための手段として、方法のいかなるかを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に付随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益」をいいます。 「事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に付随して」ヘルスインカムを提供しないのであれば、景品類には該当しません。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済・社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
北海道更別村	18	再エネ大量導入に向けた次世代電力ネットワークに対応した分散型エネルギーの地産地消	① 小売電気事業者になり、P2Pプラットフォームとして域内のドローン充電ポートやEV、エコキュート等から電力を供給し、再生エネルギーの直接取引を行うプラットフォームを運営し、P2P電力取引を実現する。 ② 更別村の資源（木材、家畜糞尿等）を活用したバイオマス発電を行う。 ③ ソルガムを利活用したバイオマス発電の開発支援。さらに発電による排熱を利活用する。 ④ 廃棄資源や研究開発中の農作物をバイオマス発電に利活用する。また、デジタル地域通貨により電力融通することで決済手段にも対応する。 ⑤ 電気自動車、ドローンの充電場所と連携して電力エネルギーを供給し、自動運転のサービスを向上させる。	需要家間の取引を可能にすることでユーザーに価値提供となるほか、社会コスト削減や需要家の選択肢拡大、取引参加者の経済的メリット、再エネ電力の地産地消の推進ツールなどの効果が期待できる。 経済効果として、生産誘発額は20,000千円/年、2人の雇用増と試算しています。	・次世代技術を活用した新たな電力プラットフォームの在り方研究会第7回経産省資料の「配電分野の高度化に資する新たな事業類型について」の12頁でP2P電力取引が整理されています。 ・「P2Pプラットフォームを小売電気事業者等と位置付けることすれば、類型④～⑥については現行制度上も実現可能と考えられますが、類型⑥⑦⑧については現行制度運用では実現できないビジネスモデルとなる。」と記載があります。 ・これは、エネ庁の「部分供給に関する指針」において「低圧における部分供給は、競争政策的な観点からは意義は希薄と考えられることから、旧一般電気事業者は新電力や需要家からの部分供給の依頼に対し、必ずしも応じることを求めないものとする。」という記載に起因しています。P2Pプラットフォームが小売電気事業者として低圧の供給を行う場合には、低圧における部分供給が発生します。	電気事業法、資源エネルギー庁「部分供給に関する指針」	SVが小売電気事業者になり、域内のドローン充電ポートやEV、エコキュート等から電力を供給することを想定しているため当該指針の変更を提案します。	経済産業省	・令和2年6月に電気事業法を改正し、配電事業を新たに位置づけました（令和4年4月1日施行）。配電事業者が柔軟に託送供給等約款を設定することができます。 （参考：持続可能な電力システム構築小委員会 第二次中間取りまとめP22以降） https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/system_kouchiku/pdf/t62022100902.pdf			
北海道更別村	19	有価証券を原資としたデジタル地域通貨とペイメントプラットフォーム	更別村の日常生活のあらゆる場面でデジタル地域通貨を利用可能とすることで普及拡大と地域経済の活性化を図る。デジタル地域通貨の原資は有価証券とし村民が有価証券を購入することで地域通貨を利用できる。これまでにないデジタル地域通貨スキームを構築することで、地域通貨のメリットを最大化する。	村民が有価証券を購入することでデジタル地域通貨を利用できるこれまでにない地域通貨スキームを構築することで、地域通貨のメリットを最大化します。ソーシャルベンチャーが実施する事業にふると納税を活用したSIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）の仕組みを取り入れ、村民が株主となる官民連携企業による村経営が可能となり、過疎地域の歳入・歳入の健全化を促す。 経済効果として、生産誘発額は53,000千円/年、1人の雇用増と試算しています。	STOCにおいて50名以上の者に対して電子記録移転権利の取得を勧誘する「募集」に該当するため、発行者は、発行価額の総額が1億円未満である場合（少額免除）を除き、有価証券届出書を提出し（金商法4条1項、5条1項・5項）、目論見書を作成することが義務付けられます（金商法13条1項）。また、仲介業者には第一種金融商品取引業者の登録が必要であり（金商法29条、28条1項1号）、ソーシャルベンチャーでサービスを実現することが困難であるため、上記関連法の規制改革が必要でます。	金融商品取引法4条1項、5条1項・5項 金融商品取引法13条1項 金融商品取引法29条、28条1項1号	ソーシャルベンチャーでサービスを実現することが困難であるため、左記関連法の規制改革が必要でます。	金融庁	セキュリティトークン（ST）は、広く流通する蓋然性が高いことから、投資者保護に鑑み、金融商品取引法上の有価証券として同法に基づく各種規制を課すこととしています。 想定されているスキームの具体的な内容が必ずしも明らかではありませんが、仮に当該STが電子記録移転権利に該当するものであって、50名以上の者に対する取得勧誘が行われ、かつ、発行価額の総額が1億円以上であれば、発行者は有価証券届出書の提出、目論見書の作成を行う必要があります。また、電子記録移転権利の取得勧誘等を業として行う場合は、原則として第一種金融商品取引業者の登録が必要となります。 そもそもSTは、既存の有価証券の権利としての性質を変更したり、特別の扱いを定めたりするものではなく、貴村がスキーム上想定している仕債等の金融商品取引法第2条第1項に規定される有価証券（第一項有価証券）に関しても、上記対応が求められています。さらに、匿名組合出資持分等の金融商品取引法第2条第2項各号に規定される権利を裏付けとするSTについては、ブロックチェーン技術等の活用により、事実上多くの投資家間で流通する可能性が生じることから、第一項有価証券として位置付けています。 開示に伴う負担については、上記金額要件で考慮されており、また電子記録移転権利の売買等の仲介に当たっては当該業務を適確に遂行する人的構成や必要な体制整備が必要であることから、投資者保護に鑑み、想定されているスキームに限定してこれらの義務を免除することは適当でないと考えております。 なお、地方公共団体が行う有価証券の取得勧誘等の行為は「金融商品取引業」から除外されており、貴村が自ら電子記録移転権利の取得勧誘等を行う場合は、第一種金融商品取引業者の登録を得る必要はありません。また、「ソーシャルベンチャー」が自ら電子記録移転権利の発行・取得勧誘（自己募集）を行う場合は、第二種金融商品取引業に該当し、第一種金融商品取引業者の登録を得る必要はありません。			
北海道更別村	20	地域通貨などのウォレットアプリを活用した持続的な公共交通の実現	北海道共通ポイントカードのEZOCAポイントのウォレットアプリと、北海道版MaaS展開事業の成果をもとに、更別村の地域通貨「サラ紙幣」、EZOCAなどの地域通貨、地域ポイントの活用、「交通チケット」の概念を組み込むことで持続的な公共交通網の維持を目指す。公共交通の乗車率を高めることで、収益性、利便性の向上も目指す。現状、広尾線は長距離を運行する路線にもかかわらず一般道を運行する影響もあり運行時間が長時間となり、利便性が損なわれているが、バスの運行ルートを高規格道路に拡充させ速達性を確保するとともに、サツドラ店舗近辺にデマンド交通などの交通結節点となるバス停を設置して、ラストワンマイルの輸送を確保する。	持続的な公共交通網の維持、公共交通の乗車率を高めることで、収益性、利便性の向上を目指す。	北海道全体で展開しているEZOCAに、ブロックチェーン技術を活用した決済システムを備え、EZOCAを暗号資産として流通させる場合には、法定通貨との交換性や管理者不在のブロックチェーンであること等課題が存在することから、資金決済法等に則した制度設計が必要となります。	資金決済に関する法律第三章の二	暗号資産となる地域通貨を流通させるために、法定通貨との交換性を担保させることを求めます。	金融庁	ご提案頂いた「暗号資産となる地域通貨」について、その事業内容が必ずしも明らかではありませんが、資金決済に関する法律における「暗号資産」は、「不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値」であることが要件の一つとされており、法定通貨による暗号資産の売買は可能です。			
北海道更別村	21	オリジナルデジタル地域通貨を発行・運用	電子マネーギフト、地域限定のオリジナルデジタル通貨を発行・運用代行できる仕組みを提供する。村内の店舗、公共施設での利用に加え、ポランテアや観光客への付与により域内消費の活性化を目指す。	デジタル地域通貨を商品券として発行し、地域住民による域内消費を活性化させます。	ポイントの付与はサービス利用者が対価を支払ってポイントを受け取るものではないため、景品表示法で定義される商品類に該当させ、限度額を算定することが困難です。	不当景品類及び不当表示防止法第2条	ポイントは景品表示法に定義される商品類に該当しないこととし、ポランテアを行った村民や観光客にポイントを地域通貨として付与することを提案します。	消費者庁	景品表示法上の景品類とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」第1項に規定されているとおり、「顧客を誘引するための手段として、方法のいかなるを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に付随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益」をいいます。 「事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に付随して」ポイントを提供しないのであれば、景品類には該当しません。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
北海道更別村	22	フィールドサーバ(FS)+キューブ型発電システム(キューブ)を用いた自動農業システムの構築	<p>ロボット農機が自律的に周辺監視して非常停止できる仕組みを開発し、社会インフラ化する。</p> <p>①FS+キューブを用いた自動走行トラクタのオーバーラン防止システムの構築FS+キューブに長距離レーザー変位センサを搭載し、自動走行トラクタが作業区域外へ出たことを検出できるようにする。</p> <p>②FS+ドローンによる自動走行トラクタ及び圃場監視システムの構築ドローン空機より自動走行トラクタの監視を行う。ドローンは、非GPS環境下でも自律飛行できる機体の採用を検討する。また、ドローンを5分で充電できる超高速充電技術の採用も検討する。ドローンからは栽培管理用の画像を取得することも目的とし、長時間連続でトラクタ及び圃場を監視する仕組みとその評価手法である栽培管理システムを構築し、自動農業システムを実現する。</p>	<p>ロボット農機を遠隔監視する環境を整備することで、農作業はドローンやロボット農機が担うようになり、人手不足や高齢者の負担が解消される。また、キューブ型発電システム(太陽光発電+蓄電池)を圃場だけでなく、村の防災拠点や避難場所に導入することにより、災害時の非常用電源(ライブライン)として活躍できる。</p>	<p>① FCCマーク、CEマークを取得済みの海外製品についても電波法に基づく技術または認証が必要であり、2.4GHz帯、5.2GHz帯、5.3GHz帯、5.6GHz帯では200mW以下の送信電力でなければ技術を受けることができません。(電波法第38条の6、第38条の24)</p> <p>② 道路交通法、道路車両運送法を改正し、自動走行ロボットの公道走行の実施が2021年を目途に検討されています。しかしながら、「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」では道路ではロボット農機を自動走行させないこととされています。(道路交通法第2条、道路運送車両法、農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン)</p> <p>③ 農機の公道走行については、道路運送車両の保安基準の緩和により可能となりましたが、ハーベスターやビーンスレッシャー等の一部の農機の公道走行については緩和対象かどうか不明瞭です。②の規制改革にあわせて定義が必要となります。</p>	<p>①電波法第38条の6、第38条の24</p> <p>②③道路交通法第2条、道路運送車両法、農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン</p>	<p>①世界と競争する農業技術を迅速に高めるために海外製品の利用できる環境を整える必要があります。具体的にはWifiが15km届く製品(LigoSU 5-23)を使って、北米、インド、中国向けのフィールドサーバを製造したいと考えております。FCCマーク、CEマークを取得済みの海外製品については、更別村の農村エリアに電波干渉が生じない区域を設け、そのエリア内では海外製品の出力を抑制することなく高出力で利用可能とする規制改革を提案します。</p> <p>②公道における作業機付きトラクタの自動走行についても可能とすることで、ロボット農機の公道自動走行による農業生産の合理化及び農作物の生産性向上を図ります。ロボット農機の公道自動走行時には、ロボット農機の安全走行をIoTによりセンシングし確保します。</p> <p>③上記②の規制改革にあわせて定義が必要となります。</p>	警察庁	<p>道路交通法に規定する「道路」において、「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン(平成28年5月)」に従って自動運転車の実証実験を実施する場合は、同法に規定する道路使用許可の手續等を経ることなく自動運転車による自動走行が可能です。</p> <p>また、遠隔型自動運転システムを用いて自動車を走行させる場合は、「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準(令和2年9月)」に基づいて道路使用許可を受けるとにより実施可能です。</p> <p>以上の回答に関し、本提案に係る記載内容のみでは定かではありません部分もあるため、具体的な走行形態を明らかにして個別に警察庁に御相談ください。</p>	<p>・更別村では5Gの運用が始まっているが、サーバーによるボトルネックにより、トラクターからの映像を安定的に送信することは難しい。また、データ使用量が大きく、帯域制限に引っかかるという現象を確認していることや、5Gのエリアが狭いことから農村地域による運用は普及が難しいと考えられるため、Wifiによるトラクターの監視および制御は必要不可欠と考えられるため、ぜひとも特区として運用しなければと考えます。</p> <p>・上記のような問題は更別村だけではなく、大規模農業を行っているエリア(十勝、本州の一部、欧米諸国)でも同様であり、米国では15km程度の通信が可能なハイワイ(Wi-Fi)が利用でき、TVホワイトバンドを活用した農村用通信サービスのルーラルコネクト(例えば、https://carlsonwireless.com/ruralconnect/)も利用できます。スマート農業では5G、ハイワイ(Wi-Fi、ルーラルコネクト、LPWA等を組み合わせたことで地域環境に合った通信手段を柔軟に構築できることが重要ですが、わが国では5GとLPWAしか利用できないため、スマート農業の技術開発及びビジネスにおいて大きなハンディキャップがあります。更別村において、ハイワイ-Wi-Fiが利用できるようにすることで、農業ビッグデータ収集・解析サービス、農業機械の自動運行サービスなどを国内で開発できるようになり、我が国の先進的なスマート農業技術を海外へ輸出できるようになることが期待されます。</p>	総務省	<p>・無線LANについては、「5.2GHz帯高出力カテゴリ通信システム」の基地局(アクセスポイント)又は陸上移動中継局(中継器)として、EIRP 1W相当の出力で屋外利用が可能となるよう制度化がなされているところ。ただし、本システムは免許不要局ではなく、登録局の扱いとなっているが、当該無線システム等の利用を検討いただきます。</p> <p>・また、特定の周波数、空中線電力や使用地域等を対象として、電波の混信が生じないことを条件に、実験試験局の免許取得に係る時間短縮を図ることを目的とした特定実験試験局制度を設けていることから、今回のご要望に関して同制度の活用も含めて検討をいただきます。</p>
北海道更別村	23	様々なドローン及びトラクターの連携によるスマート農業ソリューション	<p>作物の生育状況のリアルタイム把握とそれに基づく自動施肥・防除を行うスマート農業の実装を目指します。</p> <p>① 作物の状態をいつでも素早く把握当社カメラを搭載するドローンを飛行させ、作物の状態を観測して写真撮影を行う。完全自動で行う際は、ドローンステーションを利用した充電、飛行、データ送信などを実施する。</p> <p>② 解像度作物の状態に適した最適な施肥、防除計画を策定写真を解析し作物状態地図を作成する。また、最適な施肥、防除計画を策定する。</p> <p>③ ドローン、トラクターの連携による完全スマート農業得られた状態地図と施肥、防除計画を散布ドローンまたはトラクターに転送し、自動施肥・防除などを自動で行う。</p>	<p>本スマート農業ソリューションは、ドローンやトラクター状態に加え観測された作物の状態をネットワーク介してリアルタイムに遠隔地に転送することができ、問題解析、施肥、防除などの操作は自宅内シート地におけるタブレットあるいはワークションとして行うことができます。これまで人力に頼っていた農作業を機械で代替するため、高齢化が進む農業従事者の負担が大幅に軽減され、QOLの向上にも繋がる。</p>	<p>機体に携帯simカードを搭載してリアルタイムに機体から外部へ情報送信テストを実施するために、電波法により、無線従事者である必要があります。</p>	<p>電波法 第三十九条[第四十条の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者</p>	<p>機体に携帯simカードを搭載してリアルタイムに機体から外部へ情報送信テストを実施するために、電波法により、無線従事者である必要があります。</p>	総務省	<p>・携帯電話は、地上での利用を前提に設計されていることから、上空で携帯電話を利用した場合に、地上の携帯電話等の利用へ影響を与えるおそれがあることから、平成28年7月から実用化試験局の制度により、上空で利用する携帯電話等の端末の台数を管理した形で課題の検証を行ってきた。その後、令和元年6月から情報通信省議会における技術的検討を経て、令和2年12月に、高度150m未満の空域において、地上の携帯電話ネットワークに影響を与えない一定の条件に合致する携帯電話等の端末については、簡素化した手続きにより無人航空機において利用可能とする制度整備を行っている。</p> <p>・なお、技術基準適合証明を有する携帯電話等の端末を使用する場合には、無線従事者資格は不要である。</p>	<p>公道を自動走行できるロボットトラクターが販売されていないことは承知の上で、実証実験として検討している。スーパーシティとして考えた際には、一般車両の通行の禁止または制限の措置による実証(実証実験)が行われた実績もあるところである。</p> <p>以上のように、現時点においても、道路を自動走行できる性能をもつロボットトラクターが市販化されているならば、道路交通法に係る一定の手續を行った上で、ロボットトラクターによる公道の自動走行を実現することは可能である。</p> <p>なお、現在、市販化されているロボットトラクターは、路面の傾斜や凹凸に対応できないこと等により、道路やほ場の出入口を自動走行できる機能を有していないため、メーカーの取扱説明書等において「道路を自動走行させないこと」とされている状況です。このため、ほ場間移動を含む自動走行可能なロボットトラクターは、S I P(内閣府戦略的イノベーション創造プログラム)において研究開発中であり、市販化にはまだ数年を要する見込みと伺っております。</p>	農林水産省	<p>自動運転の公道実証実験については、緊急時等に必要な操作を行う者が運転席に乗車すること等の条件を満たせば、道路使用許可を受けずに実施可能となることが警察庁Webサイトに示されていますので、付記します。</p> <p>(以下、参考URL：警察庁「自動運転の公道実証実験について」) https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/selfdriving/roadtesting/index.html</p> <p>なお、現在SIP等で研究段階にあるロボットトラクターの無人自動走行については、「一般車両の通行の禁止又は制限の措置」をした農道上のほ場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを前提としているものです。</p>
北海道更別村	24	小規模UTMを活用した複数台ドローンによる能動的で総合的な見守りシステム	<p>本システムは複数台のドローンを常時活用した総合的な地域見守りを実現する事業の提案。ドローンの自動管制システム採用により24時間365日複数台のドローンが指定エリアの巡回パトロールを行う運用体制を技術的に確立する。見守りや鳥獣被害対策にも利用可能で、防災、有事には様々なアラート機能を実行する。本システム最大のポイントはUTMによる複数ドローンの自動運行管理制御ソフトウェアである。専門家と地域共同の「農業ロボティクス」の積極活用による応用で、広範囲な利用が可能である。各農家へのドローンレンタルや有料の事業支援なども実現可能で、会員組織化を含んで地域に根差すことを目標化させることが可能である。</p>	<p>住民人口との比率を考慮し、目録かめ時間帯や広域な農地有する特性住民人口との比率を考慮し、目録かめ時間帯や広域な農地有する特性地域、複数台のドローンを常時活用した総合的な地域見守りを実現する。</p> <p>経済効果として、生産誘発額は265,000千円/年、15人の雇用増と試算しています。</p>	<p>第三者上空を操縦者等の目視の範囲外でドローンを飛行させることは、原則として認められていません。(航空法第132条の2第2項第2号に規定する国土交通大臣の承認)</p>	<p>航空法第132条の2第2項第2号に規定する国土交通大臣の承認</p>	<p>住民への十分な説明を前提に、スーパーシティ区域計画決定の際の住民合意を通じて村全体をドローン運航の当事者とみなし、目録外による村民居住地域等の上空飛行を可能とします。本提案では複数ドローンを利用する背景として更別村の広大な行政区画に関する住民の目録かめ地域割合(農地)がほぼ全域となっており、地域内の見守りには複数ドローンによる見守りが欠かせないと判断している。</p>	国土交通省 内閣官房	<p>【航空法について】</p> <p>レベル4飛行については、第三者上空を飛行することとなるため、特に高度な機体の安全性を求めると共に、万一不具合などが発生した場合に備え、あらゆる事態を想定した対策を講じることが重要と認識しており、今後の法改正により機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度等を創設することでレベル4飛行の実現が可能となり、公布の日から1年6ヶ月以内に第三者の定義を含めて詳細な基準等を検討した上で施行される。</p> <p>なお、本来、運航当事者(操縦者、補助者)には、ドローンの運航管理など、高度な安全対策の責任が求められるところであるが、ドローンの安全性が十分に確保されない段階で、一般住民を一律に運航当事者とみなし、その上空を飛行させることは、安全確保の観点から望ましくありませんが、レベル4施行後の運用方法等については、随時、御相談に応じます。</p>	<p>レベル4飛行を行うのに関し、地域内の高度が100m程度差がある場合、気圧による高度計を利用するため、他の飛行機材に影響を及ぼすことが想定される。そのため、本地域においては150m以上の飛行機材についてもデータ連携基盤を利用した航空管制に登録義務を設け、自動飛行に対して影響が無いかを把握しながら運用する必要があることから、改正内容に盛り込むよう検討いたします。</p>	国土交通省 内閣官房	<p>一定の安全上のリスクのある無人航空機の飛行を行う場合に、操縦者に対し飛行計画の通報を義務付けることとし、当該無人航空機が飛行する日時、経路、高度等の情報を、航空機や他の無人航空機の操縦者等と共有することとしております。</p> <p>150m以上の高度におけるエアリスクを踏まえた運航管理の在り方を含め、レベル4飛行において必要となる運航管理の在り方については、国土交通省航空局において、官民の関係者で検討しているところ。個別具体的な提案については、随時、御相談に応じます。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
北海道更別村	25	ビル型及びドーム型インドア・ファームの概念設計	ビル型及びドーム型のインドア・ファームの概念設計を行うことを目的とする。ビルおよび米国のバイオスフィア2のようなドーム型のデータ駆動型サステナブル農業複合施設を活用することで、デジタルおよびロボティクス技術などを駆使した次世代型の社会、健康および生活の質的向上も可能となる。	植物工場は、食料・環境・エネルギー・資源問題への同時並行的解決、人々の生活の質的向上を可能とする技術特性を有する。また、太陽光発電による電力エネルギーや排熱・排出されたCO2なども植物工場にて利用することも可能となる。経済効果として、生産誘発額は75,000千円/年、6人の雇用増と試算しています。	農地法により農地を農地以外にするものは許可を受ける必要があるとされています。ビル型及びドーム型インドア・ファームについては、農業用施設とみなされず農地以外に転用するとみなされます。	農地法第4条	ビル型及びドーム型インドア・ファームで農地で農作物を育てるよりも高い収穫量を生産することが可能となり、天候に左右されずに生産可能であることから、食料自給率の低い日本においては必要な施設であり、農地転用の許可を不要としていただきたい。	農林水産省	ご提案にあるインドアファームについて、当該施設が農地法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設に該当する場合には、施設の底面をコンクリート敷きにした場合であっても当該施設において行われる農作物の栽培は耕作に該当するものとみなされることから、農地転用の許可は不要となります。このほか、耕作者自らが使用収益する農地に、自らの農業生産活動のために必要不可欠な2a未満の農業用施設を整備する場合には、農地転用の許可は不要ですが、当該施設に該当しない場合には、現行では、農業用施設であっても農地転用の許可は必要となります。なお、農林水産省においては、6月18日に閣議決定された成長戦略に基づき、市町村が定める農山漁村の活性化を図るべき区域において、事業者が市町村の認定を受けた施設整備計画に従って、農山漁村発イノベーション施設を整備する場合には、農用地区域からの除外手続を迅速化するとともに、農地転用許可を取得しなくてもよいものとする方向で検討することとしております。			※ 農用地区域からの除外及び農地転用の可否については、具体的な事業計画等に即して判断することとなります。